平成２５年（フ）第１３４３９号
東京都中野区野方２丁目24―13　アメリカンリバティー野方Ⅲ201
破産者　近藤　光明
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７２７号
東京都渋谷区恵比寿１丁目24番12号戸塚ビル２Ｆ
破産者　株式会社エキスパートワークストウキョウ
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２３号
東京都板橋区赤塚１―３―３
破産者　株式会社エム・シークール
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５１２号
千葉県船橋市習志野２丁目12番22号
破産者　株式会社エフ
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５１３号
東京都葛飾区西亀有２丁目47―７―301　エクセルエステート吉田２
破産者　舟橋　秀弘
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５１４号
千葉県船橋市三山９丁目27―４―101
破産者　土屋　美季（旧姓舟橋）
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５１５号
千葉県船橋市習志野１丁目13―32
破産者　土屋　勝治
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５１８号
東京都葛飾区柴又１丁目42番７号
破産者　株式会社雫石工業
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５２１号
東京都練馬区早宮１丁目15番27号
破産者　鶴村工業株式会社
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５２２号
東京都板橋区赤塚３丁目38―３　第３ロワイヤル101号室
破産者　鶴村　純幸
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５３８号
東京都文京区千駄木２丁目48番６号
破産者　有限会社エムズ
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５３９号
静岡県富士市平垣138―２―203、住民票上の住所東京都文京区千駄木２丁目48―６
破産者　吉野　正一
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５７０号
神奈川県藤沢市大鋸３丁目４番37号
破産者　湘南スイーツ株式会社
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５９４号
神奈川県横浜市港北区新吉田町235番地３
破産者　有限会社光栄技工
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５９５号
神奈川県横浜市港北区高田東３丁目46―５―102
破産者　高橋　光夫
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７５１号
東京都品川区大崎１丁目２番３号
破産者　株式会社キューズ
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７６７号
東京都練馬区平和台２丁目52番１号
破産者　日工電設株式会社
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７６８号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢354―５―501
破産者　金沢　博文
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７７８号
神奈川県厚木市下依知367番地２
破産者　有限会社ヨカワ
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７７９号
神奈川県厚木市関口250―１　プラシード１―103
破産者　余川　勝市
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７８０号
神奈川県厚木市関口250―１　プラシード１―103
破産者　余川　純子
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部